

# 商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）における代表取締役等住所非表示措置に関する会長声明

## 第1 声明の趣旨

当会は、国に対し、商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）における代表取締役等の住所非表示措置について、弁護士が職務上必要な場合には、迅速に代表取締役等の住所情報にアクセスすること、具体的には、弁護士による職務上請求制度を設けること（オンラインにより住所情報を取得することを含む。）を可能とするための措置の創設を求める。

## 第2 声明の理由

### 1 はじめに

2024年4月16日、「商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）」が公布された（以下「本省令」という。）。

本省令は、一定の要件を満たした場合には、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」という。）の住所の一部について、申出により、登記事項証明書や登記情報提供サービス等に表示しない措置を定めたものである。

当会としても、代表取締役等のプライバシーを保護するという本省令の趣旨には賛成する。

### 2 必要性

しかし、次のとおり、意見の趣旨に記載した措置の創設は是非とも必要である。

本省令施行後は、①代表取締役等の住所非開示措置が講じられた場合で、代表取締役等の住所を把握する必要があるときには、管轄法務局に対し、代表取締役等の住所が記載された書面を閲覧することについて法律上の利害関係を有することを疎明した上で、管轄法務局の登記官の面前で閲覧をするか、または、②不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第32号）で導入されたウェブ会議システムを利用した非対面で閲覧する方法をとらなければならないことになる。

前記①の方法では、利害関係を疎明する資料の作成に手間を要し、管轄法務局の窓口まで出向かなければならぬことになる。また、前記②の方法でも、請求者が、窓口または郵送で、所定の方式により登記申請書の閲覧請求を行った後、登記官が、これを相当と認め、かつ、正当な理由があると判断した場合に、請求人に連絡して日程調整を行い、実際の閲覧手続に進むというものであって、実際の閲覧に至るまでには相当の時間を要するものと見込まれる。いずれの方法であっても、相当の手間と時間を掛けなければ、代表取締役等の住所を確認できないということである。

ところが、弁護士または弁護士法人は、受任事件または事務に関する業務を遂行するにあたり、代表取締役等の住所情報が必要な場合が少なくない。

即ち、商業登記における代表取締役等の住所の公開は、i)会社に事務所や営業所がない場合の普通裁判籍を決する基準となるものであり、本店所在地への送達が不能となつた場合での送達場所ともなるものである。また、ii)会社を悪用した詐欺商法を含む消費者被害等の救済にあたっては、代表取締役等の住所地は大きな手がかりとなる

ものである。

代表取締役等のプライバシーの保護が必要であるとはいえる、個人の権利行使を実現するために、代表取締役等の住所情報が必要な場合に、その情報が得られないことにより、権利実現の機会を失しないような運用が必要と考える。

特に、近時においては、国際ロマンス詐欺やSNS型投資詐欺等の詐欺商法が多数発生し、社会問題化しているが、被害金の振込先等で会社名義の預金口座等が多数悪用されている。上記①②の点について手当がないままであれば、今後も会社名義が悪用された詐欺商法の跋扈が予想される中、詐欺被害者の救済実現はより困難となってしまう。

このような被害者の被害回復を図るために、裁判手続における送達場所となったり、法的責任（会社法第429条1項等）を負ったりする代表取締役等の住所を迅速に特定することが必要であって、特に被害回復のために保全の手続が必要であったり、消滅時効の問題があつたりする場合等は、即時に住所を把握しなければならない。代表取締役等の住所を迅速に特定できるか否かは、弁護士が相談を受けた際の初期段階における方針策定や依頼の可否・要否の判断に非常に重要である。代表取締役等の住所を特定する方法として附属書類等の閲覧しか手段が確保されないのであれば、現行制度では被害回復が可能なケースであっても、これが難しくなる場合が発生する事態を許容することとなり、十分とはいえない。

なお、デジタル化推進の中における職務上請求の方法としては、オンラインにより、迅速に代表取締役等の住所情報を閲覧・取得できる仕組みを設けることも不可欠と考えている。

### 3 許容性

そして、弁護士または弁護士法人は懲戒手続（弁護士法第56条）に裏付けられた法制度上の倫理規律に服しているのであり、職務上請求を認めても、事件等の処理に必要な範囲を超えて、代表取締役等の住所情報の開示を求めるではなく、代表取締役等のプライバシーが必要以上に侵害されるものではない。

このことは、商業登記よりもプライバシー情報の量が多い戸籍や住民票について、弁護士による職務上請求が認められていること（戸籍法第10条の2及び住民基本台帳法第12条の3参照）からも問題ないものといえる。

### 第3 結語

よって、声明の趣旨記載のとおりの対応を求める。

以上

令和6年9月19日

千葉県弁護士会会长 島田直樹

